

放射性物質汚染対処特措法施行以前の除染による  
汚染廃棄物等の中間貯蔵施設搬入に関する  
緊急要請書

【平成26年11月】

福島県町村議会議長会

会長 目黒 静 雄

## 放射性物質汚染対処特措法施行以前の除染による 汚染廃棄物等の中間貯蔵施設搬入に関する緊急要請

東京電力福島第一原子力発電所事故により、未曾有の被害を受けた本県は、原発事故前の環境を取り戻すため、飛散した放射性物質の除染に懸命に取り組んでいる。

また、除染に伴う汚染廃棄物等は、平成24年1月に施行された放射性物質汚染対処特措法が定める中間貯蔵施設に搬入されることとなっている。

特に放射線の影響が大きい子どもたちの生活環境の回復を優先するため、県内の幼稚園や小・中学校、高校の大部分では、同特措法の施行前から校庭や通学路等の除染を進め、除染で出た汚染土壌等は、校庭等の敷地内に埋設している。

しかしながら、環境省は、特措法施行以前の除染で出た汚染土壌等については、「中間貯蔵施設への搬入対象にただちに該当するものではない」として、施設への搬入に対する態度を保留しており、このままでは敷地内に保管している汚染土壌等が現場に取り残され、子ども達が安心して学べる環境を確保できなくなる可能性がある。

中間貯蔵施設には、原発事故により発生した汚染廃棄物等はすべて搬入されるべきであり、法律の施行前と施行後によってその判断が分かれることはあってはならない。

よって、国においては、特措法施行以前の除染により、学校等で現場保管されているすべての汚染廃棄物等について、早急に中間貯蔵施設への搬入対象として位置付けるよう強く要請する。